

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和5年第4回市議会定例会議案説明書（2）

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

足 利 市

目

次

22 議案第 6 5 号 足利市国民健康保険条例の改正について…………… 3

22 議案第 6 5 号 足利市国民健康保険条例の改正について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産した被保険者等の産前産後期間における国民健康保険税を減額するため、条例を改正しようとするものである。

(議決の根拠)

- 地方自治法 第 9 6 条 (議決事件)

(参照事項)

- 地方自治法 第 2 条 (地方公共団体の法人格とその事務)

第 1 4 条 (条例の制定及び罰則)

- 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(減額) 第 27 条 (略) 2 (略) 3 <u>保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者 (以下「出産被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額 (第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が、第 12 条第 2 項ただし書、同条第 3 項ただし書及び同条第 4 項ただし書に定める額を超える場合には、当該額) とする。</u> (1) <u>出産被保険者に係る基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者につき第 13 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日 (地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合にあつては、出産の日) の属する月 (以下この号において「出産予定月」という。) の前月 (多胎妊娠の場合にあつては、3 月前) から出産予定月の翌々月までの期間 (以下この項において「産前産後期間」という。) のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (2) <u>出産被保険者に係る基礎賦課額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 15 条に規定する被保険者均等割額 (第 1 項第 1 号ア、同項第 2 号ア又は同項第 3 号アに規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者</u></p>	<p>(減額) 第 27 条 (略) 2 (略)</p>

均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者につき第15条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第15条の5に規定する被保険者均等割額(第1項第1号ウ、同項第2号ウ又は同項第3号ウに規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 出産被保険者に係る介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者につき第15条の7の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 出産被保険者に係る介護納付金賦課額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第15条の9に規定する被保険者均等割額(第1項第1号オ、同項第2号オ又は同項第3号オに規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第30条の2 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、規則で定めるところにより市長に届出なければならない。ただし、当該届出により明らかにすべき事項を市長が届出以外の方法により確認することができるときは、当該納税義務者は、当該届出を省略することができる。

第30条の3 (略)

第30条の2 (略)